

鶴澤探春について

五十嵐公一

サマリー

鶴澤探春（～1843）は鶴澤家五代当主を務めた人物である。文化13年（1816）、父でもある四代当主鶴澤探泉が亡くなったことにより鶴澤家当主となった。探春は鶴澤家当主として、京都画壇で重要な役割を果たしている。鶴澤家は絵師頭取を務める家だったからである。ところが天保7年（1836）、その探春が突然隠居した。日野資愛『公武御用日記』によるなら、探春が50日の謹慎処分を受けたことが原因の一つだったようだ。その結果、探春の弟の鶴澤探龍が鶴澤家六代当主となった。天保7年、探春から探龍への当主交代があったことが初めて明らかになった。

はじめに

江戸時代、鶴澤家は京都を拠点に画業を続けた。その家祖は狩野探幽門下の鶴澤探山（1655～1729）である。その探山の後、鶴澤家は二代当主鶴澤探鯨（1687～1769）、三代当主鶴澤探索（1729～97）と続いてゆく。この鶴澤家初代から三代までの事績については以前から注目され、研究も蓄積されつつある。ところが、その探索を継いで四代当主となった鶴澤探泉については不明な点が多かった。そこで拙稿「鶴澤探泉について—生まれ年と家督相続—」（『芸術文化研究』21、2017年）で、その解明を試みた。その結果、それまでに分かっていたことを含め、探泉について次のことが明らかとなった。

鶴澤家の菩提寺である京都善導寺の『善導寺過去帳』に、鶴澤探泉（「白水院龍譽騰空法眼探泉居士」）が文化十三年（1816）十月九日に没したと記されている。ここから探泉の没年月日が分かる。ただ、ここには何歳で亡くなったのかが記されていないため、生まれ年までは分からない。しかし、幸いにも「文化十三丙子年正月」「法眼探泉行年六十二歳筆」の墨書のある探泉の「寿老人図」が見つかった。これにより探泉が宝暦五年（1755）生まれであることが分かった。

その探泉だが、三代当主鶴澤探索の実子ではなかった。このことが『禁裏御所御用日記』（国立国会図書館）から分かる。探索の娘（「玄澗院繁誉栄種大姉」）を娶り、鶴澤家の婿養子となった可能性が高い。探索に見込まれて養子となり、鶴澤家を継いだようだ。こうして探泉は鶴澤家四代当主となったのだが、その探泉には期待をかけていた一之允（市之丞）という息子がいた。探泉の隠居後、鶴澤家の五代当主となるはずだった息子である。ところが文化六年（1809）、この一之允が十九歳で亡くなった。このことが『善導寺過去帳』などから分かる。そこで探泉は一之允の弟である式部に鶴澤家を継がせた。この式部こそが五代当主となった鶴澤探春である。

文化十三年（1816）十月九日、四代当主を務めた鶴澤探泉が六十二歳で亡くなる。しかし、その死は伏せられた。その上で十月十八日、鶴澤家は式部が薙髪し探春と改名する旨を朝廷に願い出る。そして、それが認められた後の十月二十三日、はじめて探泉の死を朝廷に報告した。十二月十六日に探春が家督相続願のために参上、十二月二十二日には探春が法橋となった。以上のことが『議奏御役中雜記』（京都大学平松文庫）から分かる¹。これらの操作は鶴澤家の家督相続を円滑に進めるためだったと思われる。

以上が今までに分かった鶴澤探泉の事績である。探泉に

については、不明な点が多い。作品分析もこれからである。しかし、本論では敢えて探泉の後、鶴澤家五代当主となった鶴澤探春に注目する。それは探春が探泉以上に不明な点が多い絵師であり、この探春について明らかにしておくことが鶴澤家を含む近世京都画壇全体の研究を進めるのに役立つと考えるからである。

善導寺過去帳

文化十三年(1816)に鶴澤家五代当主となった探春について、基本的なことからおさえておきたい。『善導寺過去帳』には「宝樹院演莊嚴榮探春」つまり探春が天保十四年(1843)正月廿七日に没したと記されている。ここから探春の没年月日が分かる。ところが、ここには何歳で亡くなったのかが記されていないため、探春の生まれ年までは分からない。これは先に見た四代当主の探泉と同じである。ただ、探泉の場合は制作年と年齢が明記された「寿老人図」が見つかったため生まれ年が分かった。探春についても「寿老人図」のような作品が出てくれば生まれ年が分かるのだが²、残念ながらそのような作品が確認できていない。

しかし、若干だが絞り込みができる。先に見たように、文化六年(1809)に一之允が十九歳で亡くなったことが『善導寺過去帳』から分かる。この一之允は探春の兄であり、寛政三年(1791)生まれである³。従って、探春がそれ以降に生まれたことは間違いない。その探春が鶴澤家当主になったのは文化十三年である。ということは、探春は二十五歳以下の年齢で鶴澤家当主になったということになる。

このように『善導寺過去帳』は、探春に関する重要な情報を教えてくれる。この他にも、天保五年(1834)三月廿六日に探春の娘(「寿仙童女」)が亡くなったこと、その約一ヵ月後の四月廿四日に探春の母(「玄潤院繁誉榮種大姉」)が七十一才で亡くなったことを教えてくれる。短期間に身内が続けて亡くなった天保五年は探春にとって辛い年だったことが『善導寺過去帳』から分かるのだが、この『善導寺過去帳』には探春そして

鶴澤家を考えてゆく上で極めて重要な事実が記されている。

『善導寺過去帳』天保十四年正月廿七日の探春の記録に再び注目したい。実は、この記録では、「宝樹院演莊嚴榮探春」の下に「鶴澤探龍 兄隠居也」と記されている。天保十四年正月廿七日に亡くなった探春は、「鶴澤探龍」の「隠居」していた「兄」だということである。この記録を初めて紹介したのは野口剛氏なのだが、これは重大な指摘だった⁴。というのは、この鶴澤探龍は鶴澤家六代当主を務めた人物である。その探龍は五代当主鶴澤探春の子だろうと見られていたからである⁵。

ところが、探春と探龍は兄弟だった。このことが分かると、明らかにしなければならない新たな問題が出てくる。探春が隠居し、探春から探龍に鶴澤家当主が代わった経緯である。この兄から弟への家督移譲の背景に何があったのだろうか。何か特別な事情があったのではないだろうか。この点を明らかにするためには、探春の事績を時代順に見てゆく必要がある。

式部と称した時期

先に見たように、文化十三年(1816)に四代当主鶴澤探泉が他界する。この死を伏せて式部から探春への改名が行われ、探春が鶴澤家五代当主となった。つまり、当主になる以前、探春は式部と称していたのである。その時期の記録が若干ある。

文化六年、式部の兄の一之允が十九歳で亡くなった。そこで四代当主鶴澤探泉は式部を次期当主にしようと決めるのだが、その後の様子を教えてくれる史料が和歌山県立博物館寄託の書簡群「幽泉関係書簡」(真砂家資料)の中にある。これらは鶴澤探泉の門人である紀伊田辺の真砂幽泉に関する史料であり、拙稿「鶴澤探泉について一生まれ年と家督相統一」でも注目したものだが、この中に探泉と式部の連名で真砂家に送られた書状が五通ある。その一通が「六月十四日付 真砂幸右衛門宛 鶴澤探泉・式部書状」(図1)である。次のような内容である。

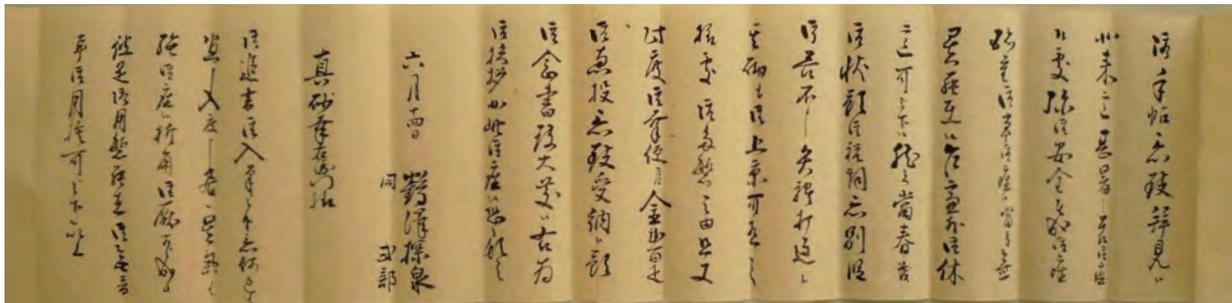


図1 六月十四日付 真砂幸右衛門宛 鶴澤探泉・式部書状 真砂家資料

御手帖忝致拝見候、
 如来意甚暑之節御座
 候處、弥御安全被成御座、
 珍重御事御座候、當方無
 異罷在候、乍慮外御休
 意可被下候、然者當春茂
 御状預御祝詞忝、別段
 御答不申失礼打過候、
 其砌も御上京可有之
 様處、御多繁之由、且又
 此度御幸便二付、金貳百疋
 御恵投忝致受納候、預
 御念書致大慶候、右為
 御挨拶如此御座候、恐々頓首

六月十四日 鶴澤探泉
 同 式部
 真砂幸右衛門様

御追書御入筆被下忝、何れも
 宜申入度申居候、暑気も
 強御座候、折角御厭可被成候、
 彼是御用繁罷在御無音
 耳、御用捨可被下候、以上

ここで注目したいのは、真砂家から鶴澤家に「金貳百疋」が贈られたことに対し、探泉と式部が連名で謝意を伝えている点である。これが興味深いのは、同じく「幽泉関係書簡」(真砂家資料)の中に「正月廿二日付 真砂富右衛門宛 鶴澤探

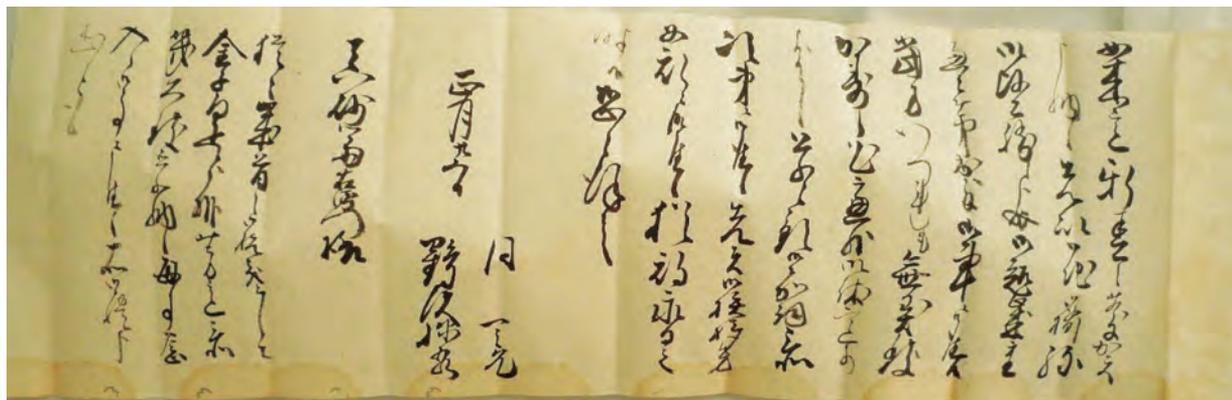


図2 正月廿二日付 真砂富右衛門宛 鶴澤探泉・一之允書状 真砂家資料

泉・一之允書状」(図2)があり、ここでも真砂家から鶴澤家に「金子百疋」が贈られたことに対し、探泉と一之允が連名で謝意を伝えているからである。

「六月十四日付 真砂幸右衛門宛 鶴澤探泉・式部書状」は探泉と式部、「正月廿二日付 真砂富右衛門宛 鶴澤探泉・一之允書状」は探泉と一之允の連名である。どちらも連名となっている理由の一つは、金銭に関わることでもあり、鶴澤家当主と鶴澤家の次期当主になる人物が共に誠実に対応したという姿勢を真砂家に示すためという見方ができそうだ。しかし、それだけではなかった可能性がある。というのは、ここで探泉が門人への接し方を次期当主に教えていたという解釈もできるからである。鶴澤家には多くの門人がいた。この紀伊田辺の真砂幽泉以外にも、伊予三島の今村家、伊勢桑名の伊藤家に門人がいたことが分かっている。鶴澤家歴代当主が彼らと交わした書簡も複数残っている⁶。また、紀伊田辺、伊予三島、伊勢桑名の以外の場所にも多くの門人がいた。探索はそのような門人たちへの接し方を文化六年(1809)に十九歳で亡くなった一之允に教えていた。そのことが「正月廿二日付 真砂富右衛門宛 鶴澤探泉・一之允書状」から分かる。そして一之允に教えたのと同じことを式部にも教えた。つまり、探泉は式部に次期当主としての教育をしていたというわけである。

では、式部はそれにどのように応えたのだろうか。式部自身

の考えが明確に分かる史料は見つかっていないのだが、『平安人物志』に注目したい。『平安人物志』は明和五年(1768)から慶応三年(1867)の間に九版出版された京都の人名録だが、その文化十年(1813)版『平安人物志』の「画」の部門で土佐光時、土佐光孚、鶴澤探泉に次いで「鶴澤式部」が掲載されている(図3)。この文化十年は一之允が十九歳で亡くってから四年後。従って、式部は二十歳前後でしかなかったはずだが、京都の絵師の序列において四番目に位置づけられている。寛政二年(1790)の御所造営の際、土佐家当主とともに鶴澤家三代当主の探索が絵師頭取を務めるようになり、土佐家と鶴澤家が京都の絵師たちを統括した。その結果、土佐家と鶴澤家は別格と認められるようになってゆく⁷。それがこの序列の背景にあるのだが、その鶴澤家の次期当主として式部が周囲から認知されていたことが、この文化十年版『平安人物志』から分かる。そうすると、当然ながら式部には鶴澤家次期当主としての自覚が出てくる。近い将来を予見し、式部は鶴澤家当主になるための準備をしていたと想像できるのである。

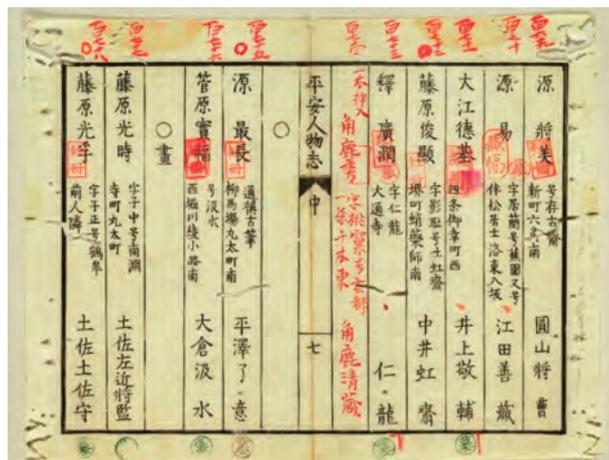


図3 『平安人物志』文化13年版 国際日本文化研究センター

鶴澤家五代当主

そして文化十三年(1816)、鶴澤探泉が亡くなり、鶴澤探春が鶴澤家五代当主となった。探春はすぐに鶴澤家当主として朝廷の御用を務めたようだ。同年に御里御殿の北側一之御間の障壁画を新規に描いたことが『女御里御殿御絵繕御用控』(京都市立芸術大学資料館)から分かるからである⁸。また、翌年の文化十四年には准皇常御殿上段の障壁画を修復したことが「禁裡御殿向御絵襖筆者歴代修繕沿革」『御造営手留』(国立公文書館)から分かる⁹。

このように探春は鶴澤家当主として朝廷の御用を務めていったのだが¹⁰、鶴澤家当主の役割はそれだけではなかった。先にも触れたが寛政度御所造営を契機とし、土佐家と鶴澤家の当主が絵師頭取を務めるようになる。京都の絵師たちの中で両家が別格だと見られるようになるのだが、それに伴う役割があったからである。そのことが「文政七年甲申年後八月」つまり文政七年(1824)閏八月の「画家師分議定盟約書」から分かる¹¹。

この「画家師分議定盟約書」の最初には「土佐々回文画師一統参集然処御画御用之節は、土佐鶴澤両家へ相届諸事任差図相勤候様、十ヶ条之儀定書に一統印形す」とあり、この後に土佐左近将監(光禄)、鶴澤探春、土佐土佐守(光孚)、土佐豊前守(光清)、鶴澤式部、勝山図書(琢道)、狩野山月(内匠)、狩野洞玉(永章)が署名捺印している。つまり、この盟約書は土佐家当主の土佐光禄が回文したもので、それに鶴澤探春ら七名の絵師が名を連ねて成立したものである。そして都を活動拠点とし、多くの門人を抱えていた狩野縫殿介(永岳)、勝山按察使(琢文)、狩野左近(正英)、円山主水(応瑞)、島田内匠頭(敏直)、岸越前介(駒)、原在中、山本探淵、呉(松村)景文、東洋、岡本豊彦がこの内容に署名捺印して承知した¹²。

その「画家師分議定盟約書」の十ヶ条の中には、他家の口伝を誹謗しないこと(「其師家々々之口伝等、門人中相互に誹謗致合於他所遺恨ヶ間敷儀」)など京都の絵師たちの実態を教えてくれる興味深い内容があるのだが、いま注目したいのは

絵師頭取を務める土佐家と鶴澤家の「両頭取」が出てくる四ヶ条である。次のような内容である。

御所御用への願書を出す場合、師匠がその門人分も両頭取に届け出ること(「御所々々御絵御用に付願書等差出候節は、門人之分夫々師家を以両頭取え御届可申入候」)。御所御用を仰せ付けられた場合、両頭取を差し置いて直訴などをしてはいけないこと(「御絵御用被 仰付候節、両頭取を指置何事に不寄御用懸え直訴等之儀」)。御用絵完成の際は前もって両頭取にその旨を知らせ、伺い下絵との照合のため作品を両頭取に預けること。そして両頭取に直接会って照合し確認してもらうこと(「御絵御用之節、皆出来の砌、前以御案内申御下絵御引合に預候、其節仮令取勞乍平臥も両頭取之中え及直対御引合相済申候哉」)。師匠が両頭取に届け出ている門人を破門にする場合、そのことを両頭取は勿論、他の師匠たちへも早々に廻状をもって知らせること(「師分之銘々両頭取え申入候各門之門人若及破門候節は早々御届申候、且御頭取者勿論師分中え其師より廻状を以可申候事」)。

これらから分かるように、「画家師分議定盟約書」は絵師頭取を務める土佐家と鶴澤家の役割を重視したものとなっている。寛政二年(1790)の御所造営以降、土佐家と鶴澤家が絵師頭取となり、両家が京都の絵師たちを統括するようになるわけだが、文政七年(1824)の時点でその体制が強固になっていたことが分かる。その文政七年時点の絵師頭取は土佐光禄と鶴澤探春である。この時に探春は三十代前半だったのだが、鶴澤家当主として重い責務を担っていたわけである。

式部から探春へ

以上のことを踏まえた上で、注目したい人物がいる。「画家師分議定盟約書」に出てくる鶴澤式部である。土佐左近将監(光禄)、鶴澤探春、土佐土佐守(光孚)、土佐豊前守(光清)に継いで署名捺印していることから見てある程度の役割を担っていたと想像できるのだが、この鶴澤式部とは一体どの

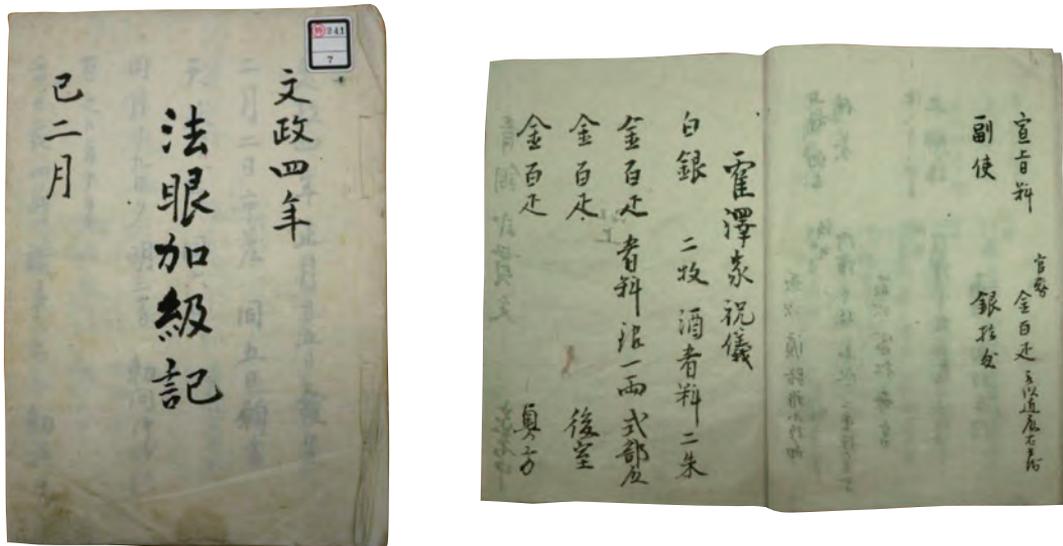


図4 『泉景法眼加級記』 金沢市立玉川図書館泉景文庫

ような人物なのだろうか。先に見たように鶴澤探春は当主となる前に式部と称していたが、この「画家師分議定盟約書」に出てくる式部は当然ながら探春のことではない。

そこで、この点を明らかにするため、「画家師分議定盟約書」が成立した文政七年（1824）の三年前の記録に注目したい。鶴澤家には佐々木泉景（1773～1848）という門人がいた¹³。加賀藩に仕えた絵師だが、その泉景が文政四年二月に法眼となっている。その時の記録「泉景法眼加級記」（図4）が金沢市立玉川図書館泉景文庫にある。これを読むと、この加級に対して泉景は禁中様、仙洞様、准后様、関白様などに御礼をし、師家である鶴澤家にも御礼をしている。その鶴澤家には探春だけでなく「式部殿」に「金百疋 肴料 銀一両」を贈ったことが分かる。

そして、その十三年後の天保五年（1834）、その佐々木泉景の子の佐々木泉玄（1804～79）が法橋になった。この泉玄も鶴澤家門下の絵師である。その時の記録「泉玄法橋拝叙記」（図5）がやはり金沢市立玉川図書館泉景文庫にある。表紙に「天保五年（1834）」「午八月」の墨書がある史料だが、この法橋拝叙に対して泉玄が禁中様、仙洞様、そして

鶴澤家に御礼をしたことがそこに記されている。「探龍殿」に「金二百疋」を贈ったことが分かるのだが、この探龍殿の右肩に「当時養子分」の墨書がある点には注目したい。この天保五年に、探龍が探春の養子分だったというのである。

いま、これらの情報を整理すると次のようになる。佐々木家は文政四年（1821）の「泉景法眼加級記」で式部、天保五年（1834）の「泉玄法橋拝叙記」では探龍に御礼をしている。そして先に見たように、その間の文政七年（1824）に成立した「画家師分議定盟約書」に探春とともに式部が出てくる。以上のことを考え合わせるなら、式部が後に探龍と名乗るようになり、探春の養子分になったと考えるのが自然だと思われる。つまり、「画家師分議定盟約書」に出てくる鶴澤式部こそが探春の弟であり、後に鶴澤家六代当主となる鶴澤探龍のことだったのである¹⁴。

当主交代の時期

これで探龍が式部と称していたことが分かったのだが、先に見た「法橋拜叙記」(図5)には興味深い墨書があった。天保五年(1834)八月の時点で探龍が探春の養子分だったというのである。では、探龍が探春の養子分になったのはいつなのだろうか。残念ながらその期日が確定できる記録が見つからないのだが、武家伝奏を務めた徳大寺実堅の『公武御用日記』(東京大学史料編纂所)の天保五年正月十一日条に「画師探春男探龍法橋小折紙内覧、無所意旨被命」とある。ここから天保五年正月頃に探龍が法橋になったことが分かり、その探龍は「探春男」だとあるから、この時までには探龍が探春の養子分となっていたことだけは間違いない。

では、なぜ探春はこの頃までに弟の探龍を養子分としたのだろうか。ここで考えられる理由の一つは鶴澤家の後継者問題である。というのは、『善導寺過去帳』を見ても探春の息子らしい人物が出てこないからである。先に触れたが、探春には天保五年三月廿六日に亡くなった娘(「寿仙童女」)がいた。この娘が成人し、画才のある婿養子をとれば鶴澤家は後継者

を得ることができる。しかし、そうはならないだろうとの探春は予想していたのではないか。探春の娘は健康に問題があったのかもしれない。そこで探春は鶴澤家を継げる人物を探した。すると、その候補者は弟の探龍しかいない。そこで天保五年正月までに、探春は探龍を養子分とした。この天保五年、探春と探龍の母(「玄澗院繁誉栄種大姉」)が七十一才で亡くなってもいる。このことも踏まえると、探春が探龍を養子分としたのは、鶴澤家の後継者問題を早期に解決し、母を安心させたいという意図があった可能性もある。

徳大寺実堅『公武御用日記』天保五年五月一日には「探春故障、万事門弟座田中務少録取計之旨候得共」とある¹⁵。探春が病気となり、門弟の座田中務少録(重増)が探春の役割を万事取り計らったというのである。この天保五年には探春の周りで多くの変化があった。そのためか探春も体調を崩してしまったようだ。

こうして天保五年、探春の弟の探龍が次の鶴澤家当主となるという路線ができた。そして、探春と探龍の二人で朝廷の御用を務めるようになったようだ。天保六年(1835)に禁裏御所小御所上段を探春、小御所廂南面を探龍が修復したこ

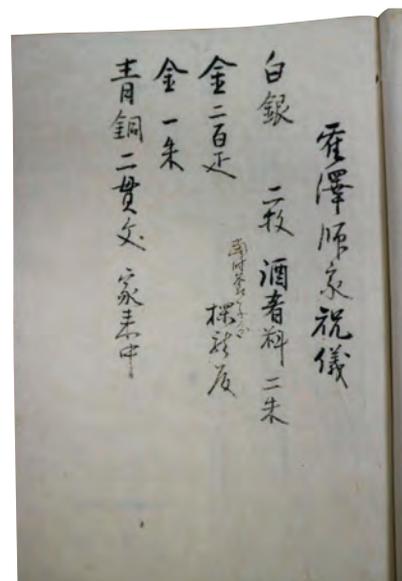
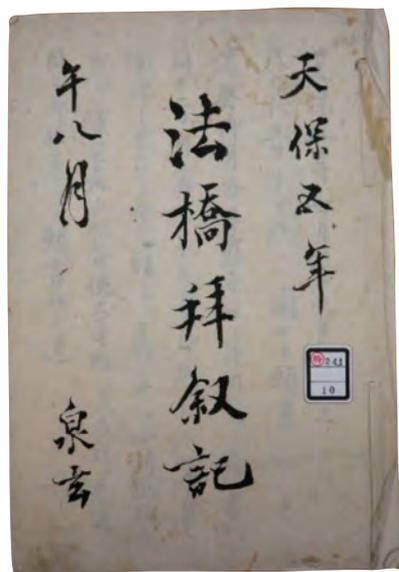


図5 『泉玄法橋拜叙記』 金沢市立玉川図書館泉景文庫

とが「禁裡御殿向御絵襖筆者歴代修繕沿革」『御造営手留』（国立公文書館）から分かるからである¹⁶。

では、養子分とした探龍に探春が鶴澤家当主を譲ったのはいつなのか。これは今まで全く知られていなかったことだが、天保七年（1836）十二月である。このことは日野資愛『公武御用日記』（内閣文庫）から分かる。天保七年十二月五日条に「鶴澤探春所勞ニ付隠居、伴探龍相統願之通」とあるからである。探春が所勞により隠居し、その伴の探龍が出していた相統願の通りになったというのである。

探春隠居の事情

この日野資愛『公武御用日記』の記録から探春が探龍に鶴澤家当主を譲った時期が分かった。しかし、まだ分からないことがある。探春が隠居した事情である。探春が隠居したのは天保七年（1836）だが、先に見たように探春が亡くなったのは天保十四年である。この天保七年、探春は四十代前半だった。特に健康に不安があって隠居したというわけでもなさそう。では、隠居に至るまでにどのような事情があったのだろうか。これを知るためには、先に見た日野資愛『公武御用日記』天保七年十二月五日条の前の記録に注目する必要がある。

天保七年九月二十八日条に「今日同役殿下江参入之節、鶴澤探春差扣事<予転役以前より差扣被仰付有之旨>、猶被免事今一応可有御命事」とある。探春が何か問題を起こし「差扣」つまり自宅謹慎の処分を受けたことが分かる。残念ながら『公武御用日記』を読んでも、この前段の記録が見つからない。そのため、なぜ探春が自宅謹慎になったのか肝心な部分分からないのだが、大きな問題を起こしたようだ。その後の十月十日条に「鶴澤探春来十二日ニ而五十日満候旨申入<左候ハハ、来十三日差扣被免候様申渡、尚此上謹慎可心得之趣可申渡>」とある。その謹慎は五十日間であり、十月十三日に終わるものだったことが分かる。実際、十月十三日条には「鶴澤探春從今日差扣被免候、猶又自今不束之儀無之謹慎相心得候様、門人座田中務録召寄以雜掌申渡」とあ

り、探春の差扣がこの日に許された。この時、探春はまだ自宅謹慎中だったので、このような「不束之義」が今後は無いようにと探春の門人の座田中務録に申し渡しがあったわけである。

しかし、ここから事態が動く。十一月四日条に「鶴澤探春依所勞隠居、伴探龍相統御月扇調進之義、探春門人座田中務録等連名願書<昨日同役宅へ差出>、同役殿下被入覽候處、被留置候由也」とある。探春が所勞のため隠居、そこで伴の探龍に朝廷からの御月扇調進の仕事を相統させていたきたいと、先に出てきた座田中務録などが連名の願書を朝廷に提出したというのである。これは即断できない事案だったらしく、この願書は留め置きとされた。つまり、ここで探春が隠居し、探龍に家督を継がせたいとの意思が鶴澤家から示されたのである。そこに探春の門人たちが関わっているのも興味深いのだが、この背景に先に見た探春の五十日自宅謹慎が影響していることは恐らく間違いない。そして十一月六日条に「探春隠居探龍相統願事<在一昨日記>願之通被仰付、尤御月扇調進茂可為願之通、口向差支有無附武士申談宜取斗」とあり、先の連名の願書を認めるとの方針が朝廷から示された。そして十二月五日条に「鶴澤探春依所勞ニ付隠居、伴探龍相統願之通、御月扇調進同可為願之通事<委注ヲ去月四日六日等記>、所司代へも申達無差支旨、昨四日附武家安藝守申之、此旨今日殿下へ申入、明日可申渡哉（中略）六日探春所勞ニ付名代探龍并門人第一座田中務録等召寄以雜掌申渡」とあるから、探春から探龍への当主交代が正式に認められたわけである。

つまり、探春が何らかの問題を起こし、天保七年九月に自宅謹慎となった。十月十三日にその五十日間の自宅謹慎が解けたのだが、十一月四日に探春所勞のためという理由で探龍に鶴澤家の家督を継がせたいとの連名願書が朝廷に提出された。そして、その願書が認められ、十二月五日に鶴澤家の当主は交代した。このような事情があったのである¹⁷。

この後、探龍が鶴澤家六代当主を務めていった。先に見たように探春が亡くなったのは天保十四年（1843）正月廿七日だが、天保七年十二月以降、鶴澤家当主を務めたのは探龍だったのである。

おわりに

これで探春のおよその履歴が明らかになったように思う。以上のことを踏まえ、最後に今までに分かっている探春の史料を改めて考えてみたい。現時点までに紹介されている探春の作品は少ないのだが、『彩 鶴澤派から応挙まで』展覧会図録(兵庫県立歴史博物館、2010年)で「法橋探春筆」の署名のある「馬図」(七宝庵コレクション)(図6)、「法眼探春筆」の署名のある「蓬莱山図」(七宝庵コレクション)(図7)が紹介

されている。この二点の探春作品についてだが、探春が法橋となったのは文化十三年(1816)なので「馬図」がそれ以降に描かれたものであることは間違いない。また、探春が法眼になった時期を示すことができなかったのだが、先に見たように探春は天保七年(1836)に鶴澤家の家督を探龍に譲っているから「蓬莱山図」はそれ以前に描かれたと見て良さそうだ。探春作品の分析は今後の問題としておきたい。

また、吉村静軒(1756～1836)の紀行文『旅のおぼえ』天保二年(1831)二月十三日条に探春が出てくる¹⁸。静軒は桑



図6 鶴澤探春 馬図



図7 鶴澤探春 蓬莱山図



図8 伊藤探梅 獅子滝図

名藩家老で国学者でもあった人物である。この日、静軒は京都の本圀寺で探春と偶然に会ったと記している。以前から二人には面識があったようだ。その本圀寺で話をしているうちに、東寺に近い四ツ塚村にをし鳥(オシドリ)が多い庭がある。探春が案内するというので、静軒がついていったというのである。これは探春の交流の一端を示す記録だといえる。

では、探春と静軒はどうして面識をもつようになったのだろうか。可能性として考えられるのは鶴澤家の門人である。鶴澤家の門人に伊勢桑名の絵師伊藤探梅(1773～1830)がいる。獅子滝図(七宝庵コレクション)(図8)などを描いた絵師である。先にも記したが、その桑名伊藤家と鶴澤家歴代当主が交わした書状も複数残っている。この関係が探春と静軒の接点だった可能性がある。そうであれば多くの門人を抱えていた鶴澤家の当主たちは、それら門人を介して更に多くの人物たちとつながっていた可能性が出てくる。

探春の史料は、今後更に出てくるに違いない。探春はこれから更に明らかになってゆく絵師だと思われる。

附記:本研究はJSPS科研費JP16K02286の成果の一部です。

- (1)『議奏御役中雑記』については、福田道宏「京都大学附属図書館蔵『御用帳雑記』ほか公卿平松家記録にみえる絵師の顔ぶれ」(『広島女学院大学論集』64,2017年)を参照されたい。
- (2) 鶴澤家の初代鶴澤探山は「鶴図」(七宝庵コレクション)に「享保九甲辰年正月二日 探山行年七十歳筆」と記している。享保九年正月に描いた作品に、自分が七十歳になったことを記したわけである。これが決め手となり探山の生没年が確定できた(拙稿「鶴澤探山の生年と享年」『塵界』21,2010年)。鶴澤家当主は正月に描いた作品に自分の年齢を記す傾向があるのかもしれない。
- (3) 鶴澤探泉は宝暦五年(1755)生まれだから、一之允は探泉が三十七歳の時の子ということになる。
- (4) 『近世京都の狩野派』展覧会図録、京都文化博物館、2004年
- (5) 探春と探龍は兄弟である。すると、文化六年(1809)に十九歳で亡くなった一之允、そして探春、探龍は全て四代当主鶴沢探泉の子ということになる。なお、探春と探龍が兄弟であることは別の史料から裏付けることもできる。三代当主鶴澤探泉が描いた「寒山拾得図」に

対し、「法橋探龍」が「辛丑初夏」つまり天保十二年四月に書いた折紙が存在する。そこで探龍は「祖父法眼探索」、つまり探索が祖父だと書いている。探春の祖父は探索である。探春と探龍が兄弟なら、当然ながら探龍の祖父も探索である。この折紙と『善導寺過去帳』の情報に矛盾はない。

- (6) 武田和昭「京都・鶴沢家に学んだ地方の画人」『文化財協会会報平成17年度特別号』香川県文化財保護協会、2006年。『彩 鶴澤派から応挙まで』展覧会図録、兵庫県立歴史博物館、2010年。拙稿「桑名・伊藤家資料から分かる絵師たちの諸事情」『塵界』24,2013年
- (7) 五十嵐公一、武田庸二郎、江口恒明『天皇の美術史5 朝廷権威の復興と京都画壇:江戸時代後期』吉川弘文館、2017年
- (8) 江口恒明「寛政二年以降の京都画壇における絵師の身分秩序」『美術史論集』17、神戸大学美術史研究会、2017年
- (9) これは寛政五年(1793)に三代当主・鶴澤探索が描いた障壁画の修復だった。朝廷での修復担当絵師は、本人あるいは前任者の血縁師弟関係にある者とされていた。そのため、探索の血縁者である探春が修復したわけである。江口恒明「禁裏御用と絵師の「由緒」・「伝統」」『天皇の美術史5 朝廷権威の復興と京都画壇:江戸時代後期』
- (10) 探春は文政八年(1825)、准皇常御殿上段の障壁画を修復している。このことがやはり「禁裏御殿向御絵襖筆者歴代修繕沿革」『御造営手留』(国立公文書館)から分かる。
- (11) 島田貞彦「近世に於ける京都画会の組織と内裏御造営」(『歴史地理』24-1,1913年)で初めて紹介された史料。既に複数の論文で全文が翻刻されているので、ここでは全文掲示をしない。
- (12) 武田庸二郎「寛政の御所造営と十九世紀の京都画壇」『天皇の美術史5 朝廷権威の復興と京都画壇:江戸時代後期』
- (13) 景泉については、『佐々木泉景』展覧会図録(加賀市美術館、1995年)が詳しい。
- (14) 探春も探龍も式部と称していた時期があったことになる。
- (15) 江口恒明「寛政二年以降の京都画壇における絵師の身分秩序」『美術史論集』17、神戸大学美術史研究会、2017年
- (16) これらは文化十一年(1814)に鶴澤探泉が修復した障壁画だった。江口恒明「寛政二年以降の京都画壇における絵師の身分秩序」『美術史論集』17、神戸大学美術史研究会、2017年
- (17) このことが分かると、一つ興味深い事実に気づく。鶴澤家の歴代当主の肖像画がある。現在、京都府立総合資料館の所蔵となっていて、『彩 鶴澤派から応挙まで』展覧会図録(兵庫県立歴史博物館、2010年)でも紹介されたものである。そこには「鶴澤探山像」「鶴澤探鯨像」「鶴澤探索像」「鶴澤探泉像」「鶴澤探龍像」の鶴澤家歴代当主の肖像画がある。しかし、なぜが探春の像だけがない。これは探春隠居の経緯が関わっているのかもしれない。
- (18) 『史料京都見聞記 第3巻』法蔵館、1991年